

# 第1章 計画の策定に当たって

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係や経済力の格差など社会的・構造的な問題があるとされています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の形成を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため、市民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国、県及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に総合的かつ計画的に取り組むため、「出水市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

## 2 計画の基本的な考え方

### 基本理念 ～配偶者等からの暴力を許さない社会を目指して～

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。言うまでもなく、配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げるものです。

このことから、この計画の基本理念を「配偶者等からの暴力を許さない社会を目指して」とします。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に当たっては、次の視点をもって施策に取り組みます。

- 全ての人は、安全な環境で安心して暮らし、自分の生き方を自分で選択し、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があると考えられることから、その根絶のためには、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。

- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 市は、国、県及び近隣自治体と連携・協力しながら、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援し、その適切な保護を図る責務を有します。

### 3 計画の位置付け

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、第2次出水市男女共同参画計画に掲げる重点項目「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」に基づく取組と一体的に推進します。
- (3) この計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策を実施するとともに、市民に対して、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めます。

### 4 計画の見直し

この計画は、国の動向を注視しながら、新たに盛り込むべき事項あるいは改正すべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

